

# 「資格取得時決定」及び「定時決定」について

標準報酬制の概要について、今回は「資格取得時決定」及び「定時決定」についてご説明いたします。

## 1. 資格取得時決定

### ① 資格取得時決定の対象者

資格取得時決定は、組合員の資格を取得した人（他の共済組合や他の所属所からの転入者も含みます。）について行います。

### ② 資格取得時決定の計算

その資格を取得した日現在の報酬月額<sup>(※1)</sup>を、標準報酬等級表に当てはめて標準報酬月額決定します。なお、「資格を取得した日現在の報酬月額」とは、組合員の資格を取得した月の初日に資格を取得したとしたならば受けるべき報酬月額とされており、したがって月の途中で資格を取得した人であっても、住居手当や扶養手当など月の初日に資格を取得したとするならば受けることができたであろう手当を含めて算定します。

また、時間外勤務手当等については、同様の職務に従事する職員の報酬等も考慮して決定することとされています。

(※1) 報酬月額の詳細については、共済ニュースすこやか 2015年1月号 (No.240) をご参照ください。



### ③ 資格取得決定の算定例

#### 【例1】月の初日に採用された場合

	採用月	翌月以降 (見込額)
固定的給与	143,700円	143,700円
非固定的給与(時間外勤務手当)	0円	14,000円
計	143,700円	157,700円

この場合、採用月の報酬は143,700円ですが、同様の職務に従事する職員の報酬又は翌月以降に受けるべき報酬等（時間外勤務手当が予想されるため、同様の職務に従事する職員の時間外勤務手当の平均額を加算）を考慮して、157,700円を採用月の報酬として標準報酬等級表に当てはめます。

(報酬月額) 157,700円  
→ (標準報酬月額) 第9級 160,000円

#### 【例2】月の途中で採用された場合

	採用月	翌月以降 (見込額)
固定的給与	83,200円	156,000円
非固定的給与(時間外勤務手当)	0円	13,000円
計	83,200円	169,000円

この場合、月の初日に採用されたとしたならば受けるべきであろう報酬及び例1のように同様の職務に従事する職員の報酬又は翌月以降に受けるべき報酬等を考慮して、169,000円を採用月の報酬として標準報酬等級表に当てはめます。

(報酬月額) 169,000円  
→ (標準報酬月額) 第10級 170,000円

### ④ 資格取得時決定にかかる標準報酬の有効期間

資格取得日	有効期間
1月1日から5月31日までの間に資格取得した場合	資格を取得した月からその年の8月まで
6月1日から12月31日までの間に資格取得した場合	資格を取得した月から翌年の8月まで

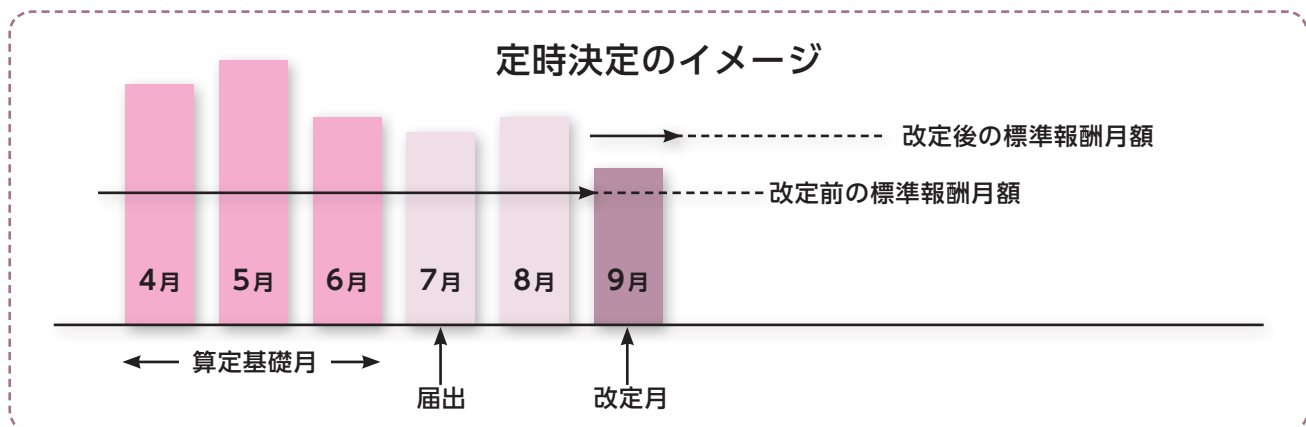
## 2. 定時決定

### ①定時決定の対象者

組合員が実際に受ける報酬と、すでに決定されている標準報酬月額がかけ離れないように毎年7月1日現在組合員である人全員について行います。

### ②定時決定の計算

毎年4月から6月までの3ヵ月間に受けた報酬の総額を3で割って得た額を報酬月額として標準報酬等級表に当てはめ、その年の9月以降の標準報酬月額を決定します。



(注1) 経過措置として、制度開始時の平成27年10月から平成28年8月の定時決定は、平成27年6月の報酬により標準報酬月額が決定されます。

### ③資格取得決定の算定例

	4月	5月	6月
固 定 的 給 与	214,000円	214,000円	214,000円
非 固 定 的 給 与	25,000円	18,000円	36,000円
計	239,000円	232,000円	250,000円

4月、5月及び6月の3ヵ月の平均をして、以下のように決定します。

$$(239,000円 + 232,000円 + 250,000円) \div 3 = 240,333円 \text{ (円位未満の端数は切り捨て)}$$

240,333円を標準報酬等級表に当てはめます。

$$\text{(報酬月額) } 240,333円 \rightarrow \text{(標準報酬月額) 第15級 } 240,000円$$



### ④定時決定における留意点

- ア. 4月から6月までの算定基礎月は、いずれも支払基礎日数が17日以上であることが必要とされています。よって支払基礎日数が17日未満の場合その月は除いて平均額を算定します。
- イ. 通勤手当については、支払単位が最長6ヵ月であるため、標準報酬を決定するには、通勤手当の支給額をその支給単位期間の月数で割って一月あたりに割り当ててから算定します。
- ウ. 時間外勤務手当については、実際に受けた報酬によるため、実績発生月ではなく、支給月で算定します。

### ⑤定時決定の有効期間

その年の9月から翌年の8月31日までが有効期間とされています。

ただし、その間に随時改定が行われる場合は、随時改定が行われる月の前月までが有効期間となります。